

豊川市監査公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年5月8日

豊川市監査委員 鈴木 不二夫  
同 上 澤 勉

監査結果に基づく措置通知書（建設部区画整理課）

監査実施期間 平成27年1月 9日から

豊川市監査公表第55号分

平成27年2月16日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 土地区画整理事業に係る証明手数料の収納事務について、釣銭資金が公金で用意されていないため、会計課と協議してその必要性を検討されたい。</p>	<p>1 土地区画整理事業に係る証明手数料の収納事務について、手数料の徴収を円滑に行い、市民サービスの向上を図ることを目的として、平成27年2月18日に釣銭資金の設置について会計課と協議した結果、平成27年3月3日から、会計課より釣銭資金として歳入歳出外現金10,000円の貸与を受け、証明手数料の収納事務を改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年3月23日現在のものである。